

# 第2回遵守委員会作業部会会合報告書

**2013**年 **5**月 **14** – **15** 日 オーストラリア、キャンベラ

# 第2回遵守委員会作業部会会合報告書 2013年5月14-15日 オーストラリア、キャンベラ

#### 議題項目1. 開会

#### 1.1. 歓迎の辞

- 1. フィリップ・グライド氏(農業・漁業・林業省副事務次官)は、参加者のキャンベラ訪問を歓迎するとともに、冒頭挨拶を行った。
- 2. 遵守委員会議長スタン・クローザーズ氏は、会合を開会するとともに、 参加者を歓迎し、オーストラリアによるもてなしに謝意を表明した。
- 3. メンバーは、参加者を紹介した。参加者リストは、別紙1のとおり。

#### 1.2. 議題の採択

- 4. 議題は、別紙2のとおり採択された。
- 5. 会合の文書リストは、別紙3のとおり。

#### 1.3. 会合運営上の説明

6. 事務局は、会合の運営方法を説明した。

#### 議題項目 2. 漁獲証明制度 (CDS) に関する最低履行利用要件の策定

- 7. 会合は、この議題項目における目標は、文書 CCWG/1305/04 別紙 A にある CDS に関する最低履行要件 (MPRs) を精査し、第 8 回遵守委員会会合 (CC8) に対して合意された一連の MPRs について勧告を行うことであることに合意した。
- 8. 会合は、別紙 A で提案されている MPRs に関する議論及び明確化の結果として、場合によっては、CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議 (CDS 決議)を改正するよう提案することになる可能性があることを認識した。改正案は、遵守委員会による検討のため、この報告書のパラグラフ9から 14 までに列挙している。

#### CDS 決議のパラグラフ1.2 の改正案

9. CDS 決議のパラグラフ 1.2 における下記の文は、SBT「ほほ肉」の輸出を CDS 文書作成要件から除外していることを意味するものであるかどうか についての議論があった。

「しかしながら、肉以外の魚体の部位(即ち、頭、目、卵、内臓、 尾)については、文書なく輸出/輸入することができる。」

10. 会合は、ほほ肉は CDS 文書作成要件から除外されるべきではないと勧告し、この決定を受けて明確化が必要な場合には、この文の「肉」という用語に下記の脚注を加え得ると勧告した。

「この文脈上、魚の部位から切り離された全ての肉が、肉とみなされる!

#### CDS 決議の漁獲標識様式の記入要領の改正案

- 11. 会合は、漁獲標識様式 (CTF) の記入要領における SBT の尾叉長の測定 方法、及び CDS 決議本文とこの記入要領の記述との関連性に関して、曖昧な点があることを確認した。
- 12. 漁獲標識様式 (CTF) の裏面にあるこの記入要領は、現在のところ、次のような規定となっている。

「魚の尾叉長を四捨五入してcm 単位(整数)で記入。冷凍及び尾を除去する前に、閉じた口先から尾叉までの水平な直線(魚体に沿わせない)を測定すること(下図参照)。」

- 13. 冷凍及び尾を除去する前の尾叉長の正確な測定は、以下のどちらかの方法によって提供することが可能である。
  - SBT の冷凍及び尾の除去前に、尾叉長を直接測定する
  - 尾の除去後(ただし、冷凍前)の SBT を測定し、適切な変換係数を適用して、かかる尾の除去後の測定値を、尾を除去する前の尾叉長に相当していたであろう値に変換する
- 14. 遵守委員会はこれを明確化する方法を検討すべきことが勧告された。

#### 最低履行要件の改正

- 15. 会合は、一連の MPRs を改正し、CC8 に対してこれを検討するよう勧告することに合意した。勧告された MPRs は、別紙 4 のとおり。
- 16. 改正された MPRs にある 3 つのパラグラフについては、削除すべきものとしてマークし、CC8 における詳細な議論に直接委ねることに合意した。これらのパラグラフは下記のとおりであり、いずれも物理的な検査に関する要素を含むものである。日本は、全ての SBT に対する物理的な検査は、CMF に記録された SBT の量を確認するために必要不可欠なものであるという見解を示した。一部のメンバーは、全ての SBT に対する物理的検査を要求することは、CDS 決議の規定を上回るものであり、現実的ではないかもしれないという見解を共有した。
  - 義務 xvii から xix までのパラグラフ 1(f)
  - 義務 xx から xxiii までのパラグラフ 1(d)(iii)
  - 義務 xx から xxiii までのパラグラフ 2(a)(ii)

17. 会合は、MPRs の冒頭部分の「目的」のセクションの項目 b)を改正するよう提案した。

現行の目的のセクションの項目 b)は、次のとおり。

「b) 規則、運用制度及びプロセスの有効性について報告する。」 作業部会は、CC8 に対して次の変更を検討するよう勧告した。

「b) 遵守委員会又は他の既存の報告書を通じて、規則、運用制度及び プロセスの有効性について報告する。 /

18. 会合は、CDS決議本体の条文とCDS様式の記入要領(CDS様式の裏面) との間に曖昧な点がある可能性について議論し、CC8で議論すべきトピックとして次の事項を勧告することに合意した。

CDS決議を実質的に構成する項目を明確化する。

特に、CDS 決議は決議条文、添付された様式及び様式の記入要領を含むものなのか、さもなければ、同決議はこれらの一部分のみを含むものなのか? 例えば、同決議は、決議条文及び CDS 様式のみを含むものであり、CDS 様式の記入要領は含まないのか?

#### 議題項目 3. eCDSの進捗報告

- 19. 事務局長は、文書 CCSBT-CCWG/1305/05 を紹介した。メンバーは、同文書を作成した事務局に感謝した。この eCDS 提案に関して、メンバーからフィードバックを提示する最初の意見表明のための機会が設けられた。
- 20. eCDS という構想に対して、オーストラリア、日本、韓国及びニュージーランドから前向きな意見が表明された。台湾は、潜在的な技術上の困難性についていつくかの懸念を有していると述べた。これらは、次のとおり。
  - 洋上でのインターネットの接続性
  - 証明者の訓練。特に、証明者となる者は頻繁に替わるため。
- 21. 台湾は、現行の紙ベースの制度の効率性を向上させることが好ましいと述べた。
- 22. 会合は、事務局長からメンバーに対して、CCSBT において eCDS 制度を採用することのメリット及び懸念(あらゆる具体的な技術的困難性を含む)について各メンバーの意見を提供するよう要請することに合意した。これらの意見は、事務局が CC8 に向けて作成する eCDS の費用対効果に関する文書に含まれることとなる。

#### 議題項目 4. 品質保証レビュー(QAR) に関する更新情報

- 23. 事務局長は、QAR のプロセスにおいてメンバーから迅速な応答があったことに謝意を表明するとともに、議長から有益な助言があったことに対しても感謝した。次に事務局長は、請負業者である SAI グローバルアシュアランスサービスから事務局に提供された QAR に関する進捗報告書を概説した。
- 24. オーストラリアは、CC8 において同国政府における独立内部監査のプロセスに関するプレゼンテーションを行うことを提案した。メンバーは、かかる提案を支持した。オーストラリアが同提案に関する簡単な概要を事務局長に提供し、CC8 の解説付き議題にこれらの詳細を反映させることができるようにすることも合意された。

#### 議題項目 5. 地域/科学オブザーバー計画

- 25. 事務局長は、地域オブザーバー計画に対するメンバーからの意見及び CCSBT における同計画の改善にむけて前進するためのオプションを要約 した文書 CCSBT-CCWG/1305/06 を説明した。
- 26. メンバーは、既存の CCSBT 科学オブザーバー計画規範 (SOPS) を強化することを支持した。
- 27. 会合は、事務局長に対して、この会合でメンバーから表明された意見を 踏まえて同文書を最終化するよう要請した。この事務局長文書において は、明確な単一のオプションを示しメンバーが検討できるようにすべき である。

#### 議題項目 6. その他の事項

28. 日本は、オーストラリアが同国における遊漁調査に関する更新情報を提供できる立場にあるかどうかについて質した。オーストラリアは、この会合ではそのような立場にはないと応答した。オーストラリアは、次回の拡大科学委員会(ESC)会合及びその次に開催される 2013 年 10 月のCC8 において、本件の更新情報を提供する。

## 議題項目 7. 閉会

#### 7.1. 会合報告書の採択

29. 報告書が採択された。

# 7.2. 閉会

30. 会合は、2013年5月15日午後5時37分に終了した。

# 別紙リスト

# 別紙

- 1. 参加者リスト
- 2. 議題
- 3. 文書リスト
- 4. CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件(遵守政策ガイドライン 1)の勧告案

# 参加者リスト 第2回遵守委員会作業部会会合

#### 遵守委員会議長

スタン・クローザーズ

#### メンバー

#### オーストラリア

ジョナサン・デイビー 農業・漁業・林業省課長補佐代理 オーストラリア漁業管理庁 マット・ダニエル オーストラリア漁業管理庁 ケリー・スミス オーストラリア漁業管理庁 サンドラ・シャルマ オーストラリア漁業管理庁 ブライアン・ジェフリーズ オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長

#### 漁業主体台湾

シューリン・リン 行政院農業委員会漁業署課長補佐 ホーシン・カン 対外漁業協力発展協会アシスタント クワンティン・リー 台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会事務員

#### インドネシア

エルニ・ウィジャジャンティ 海洋漁業省課長補佐

#### 日本

赤塚 祐史朗 水産庁資源管理部国際課課長補佐
和田 雅人 水産庁資源管理部漁業調整課課長補佐
福釜 知佳 水産庁資源管理部国際課
高野 史広 経済産業省貿易管理部農水産室課長補佐
三浦 望 日本かつお・まぐろ漁業協同組合
濱田 浩 全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会

#### ニュージーランド

アーサー・ホーア 一次産業省部長(高度回遊魚種) ドミニック・バリエーズ 一次産業省上席漁業分析官

#### 大韓民国

ソンス・リム 海洋漁業省課長補佐

ジュンレ・キムジアエ・ソン

海洋漁業省顧問 水産物品質管理庁検査官

#### 通訳

馬場佐英美小池久美山影葉子

#### CCSBT 事務局

ロバート・ケネディー事務局長鈴木 信一事務局次スージー・アイボールコンプラーマリ・ウォーレン事務担当な相馬 哲アシスタン

事務局長事務局次長コンプライアンス・マネージャー事務担当官アシスタント

#### 議題

# 第2回遵守委員会作業部会会合 2013年5月14-15 オーストラリア、キャンベラ

- 1. 開会
  - 1.1. 歓迎の辞
  - 1.2. 議題の採択
  - 1.3. 会合運営上の説明
- 2. 漁獲証明制度 (CDS) に関する最低履行利用要件の策定
- 3. e-CDS の進捗報告
- 4. 品質保証レビュー (QAR) に関する更新情報
- 5. 地域/科学オブザーバー計画
- 6. その他の事項
- 7. 閉会
  - 7.1. 会合報告書の採択
  - 7.2. 閉会

## 文書リスト 第2回遵守委員会作業部会会合

#### (CCSBT-CCWG/1305/)

- 1. Provisional Agenda
- 2. List of Participants
- 3. Draft List of Documents
- 4. (Secretariat) Draft Minimum Performance Requirements for the CCSBT's Catch Documentation System.
- 5. (Secretariat) Proposal for a Web-Based Electronic CDS (eCDS) System
- 6. (Secretariat) Members' Comments in Relation to a Regional Observer Program

#### (CCSBT-CCWG/1305/Rep)

- 1. Report of the Nineteenth Annual Meeting of the Commission (October 2012)
- 2. Report of the Seventh Meeting of the Compliance Committee (September 2012)
- 3. Report of the Seventeenth Meeting of the Scientific Committee (August 2012)
- 4. Report of the Ninth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (March 2012)
- 5. Report of the Eighteenth Annual Meeting of the Commission (October 2011)
- 6. Report of the Sixth Meeting of the Compliance Committee (October 2011)
- 7. Report of the Special Meeting of the Commission (August 2011)
- 8. Report of the Seventeenth Annual Meeting of the Commission (October 2010)
- 9. Report of the Sixth Meeting of the Compliance Committee (October 2010)

# CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件 *遵守政策ガイドライン1* (第7回遵守委員会会合にて改正)

#### 1. はじめに

この政策は、委員会のメンバー及び協力的非加盟国(CNM)が、CCSBTの保存管理措置に関して自らの義務を遂行するための最低履行要件を規定している。全ての義務は、メンバー及び CNM の両方に適用されることを前提としている。別段の記載がある場合を除き、いずれの「メンバー」にも CNM が含まれ、いずれの「委員会」にも拡大委員会が含まれるものとする。この政策には、委員会及び CCSBT 事務局の義務は含まれない。

この政策にある保存管理措置及び義務は、CCSBT事務局から提供されたものであり、CCSBTの決議、決定及び勧告の原文から引用されたものである。この文書の関連するセクションの冒頭部分において、各々の措置の公式名称(該当する場合)及び全文へのリンクが示されている。一部の義務については、理解し易いように、原文の決議、決定又は勧告とは別に、その記述及び順番に変更を加えている。

この政策は、法的拘束力を有しない文書である。これらの義務の正式な規定については、決議、決定又は勧告の原文を参照されたい。正式な勧告、決議又は決定とこの政策との間に相違があった場合においては、当該勧告、決議又は決定が優先する。

一部の措置は、情報又はデータの共有に関する規定を包含している。これらの共有に関する取決めについては、関連する決定/決議の一部として、並びに/又は CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の一部として、頻繁に機密性に関する規定に関連付けられてきている。かかる機密性に関する取決めについては、この文書には含まれていない。

#### 2. 目的

この政策の目的は、CCSBTの義務の実施を改善することである。この政策によって、全てのメンバーが、既存の義務及びかかる 義務の適切な実施が期待される基本的な事項に対して、共通の理解を持つことが可能となる。また、この政策は、各メンバーの実 施手続上の観点から、透明性についても提供するものである。この政策は、メンバーに対して、次のとおり要請する。

- a) CCSBTの義務を遂行するべく、規則、運用制度及びプロセスを作成し、規定し及び実施する。
- b)規則、運用制度及びプロセスの有効性について報告する。

個別具体的な義務に対する最低履行要件の詳細さの程度は、義務の実施に関連する遵守リスク、及び全てのメンバーによって実施されるより一貫性がありかつ厳格な手法に対する必然的な要求を反映している。遵守に関する追加的なリスク(義務の履行に関連するもの)が生じた場合には、今後、履行要件に更に改善される可能性がある。

#### 3. 政策提言

- 1. メンバーは、この遵守政策が委員会によって採択された後、できる限り速やかに、その別添1において規定された最低履行・報告要件を遂行し、又はそれ以上のことを実行することが期待される。遵守委員会は、個々の状況に応じて、特定のメンバーに関して、施行日を遅らせることに合意することができる。
- 2. 全ての規則、運用制度及びプロセスが実施されなければならない。
- 3. 漁獲管理、許可及び MCS に関連する措置(別添1のグループ1-3)については、全ての運用制度及びプロセスが規定されなければならない。また、メンバーは、科学及び生態学的関連種に関連する措置(別添1のグループ4及び5)についても、自らの運用制度及びプロセスを規定するよう要請される。
- 4. いずれの規定においても、以下に掲げる事項を含めなければならない。
  - 規則遵守の監視方法の特定
  - 発見された全ての非遵守に対する制裁の特定
  - 運用制度及びプロセスの全ての事項を実施する所管官庁への責任の付与
  - 義務を遵守する際の規則、制度及びプロセスの有効性を評価するための基準及び手続
- 5. 履行に関する年次報告書には、以下に掲げる事項を含めなければならない。
  - 最低履行要件を遂行する方法及びその監視方法についての規定
  - 義務及び履行要件を遂行するための規則、運用制度及び手続の効果の評価
  - 全ての遵守リスク又は規則、運用制度若しくは手続上の不備の公表

各々のメンバーは、特定の義務に関して、最低履行要件の変更を提案することができる。変更内容は、少なくとも別添1の最低履行要件と同程度の厳格さを持つものであることを証明するものでなければならない。提案する変更内容は、委員会に提出しその承認を得なければならない。承認された変更内容は、この文書及びこの遵守政策の様式の部に添付される。

CCSBTにおける一部の義務は、最低基準を有する。かかる最低基準及びその更新情報は、この政策において引用されている。それらは、以下のとおり。:

- 別添 2(CCSBTメンバー及び協力的非加盟国の標識放流計画に関する最低限の手続及び情報基準)、CCSBT漁獲証明制度の実施に関する決議 CDS決議
- ◆ 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議、セクション3(洋上転載)、付属書1(CCSBT転載申告書)及び付属書2 (CCSBT地域オブザーバー計画) 転載決議
- CCSBT科学オブザーバー計画規範 科学オブザーバー計画規範

#### 定義

この政策において、以下の用語が使用される。

- *国別配分量に帰属する SBT 漁獲量*ーメンバーによる SBT 漁獲死亡量のうち、当該メンバーにかかる SBT 総漁獲可能量の配分量に計上されるもの。
- *運用制度及びプロセス*-義務及び規則を履行するために必要となる業務を提供する手段。権限の付与、確認、オブザーバー、 取締り、調査等の業務。
- *規則*一法的に拘束力のある又は強制力のある指示、義務又は条件。規則には、法令、規制、及び許可、免許又は権限の付与の 条件が含まれる。
- 制裁-発見された非遵守又は違法行為に対して課せられる罰則又はその他の是正措置。

この政策において、漁獲証明制度(CDS)に関しては、以下に掲げる定義を適用する。

- 証明とは、CDS の様式において、詳細な情報が十分かつ正確に記録されていることを最初にチェック及び承認することをいう。 一般的に、証明は、関係する事業運営(例:漁業、蓄養、輸入又は輸出)を代表する、又はそれに対して責任を有する個人に よって実施される。
- 確認 (validation) とは、CDS の様式において、詳細な情報が十分かつ正確に記録されていることを裏付ける (confirm) ために 二番目のチェック (check) をすることをいう。確認 (validation) の手続きには、以下に掲げる事項が含まれる。
  - (1) 文書化の確認 (checking)

- (2) <mark>関連文書との照合による SBT 製品又は漁獲物の検査。これは、以下に掲げるメンバーの施設からランダムサンプリン</mark> グで得られたものを対象に実施される。
  - a. 蓄養場
  - b. メンバーの港に水揚げする船舶、又はメンバーの港から再輸出する船舶
  - c. 外国の港に水揚げする船舶

必要となるいかなる検査も CDS 様式を確認 (validation) する前に完了しなければならない。確認 (validation) は、政府職員又は CDS 文書の確認権限を正当に委任されたその他の個人によって実行される。

- 確認 (verification) とは、流通のあらゆる段階における SBT 又は市場に持ち込まれた SBT が CDS の文書化要件と整合的である ことを裏付ける (confirm) 又は監査するためのサンプリング、監視及び調査手続きをいう。確認 (verification) は、メンバー の権限ある当局によって実施される。確認 (verification) には、以下に掲げる事項が含まれる。
  - (1) CDS 文書化及び SBT 製品のサンプルの検査及び分析、並びに特定された不調和又は不正行為の調査
  - (2) CDS の文書化が不完全又はそれが添付されていない SBT の供給を発見及び調査するための市場の監視
  - (3) 外国の港におけるメンバーの船舶による転載の監視
  - (4) 輸出される又は輸入される SBT に必要な CDS 文書が添付されていることの確認 (checking)

#### 4. 政策実施

この政策は、3年間かけて実施される。この期間において、遵守委員会は、CCSBTにおける義務を通じて作業を行い、履行要件に合意をする。別添1は、履行要件が合意されれば、これに応じて更新される。

委員会に対して新しい義務を勧告する際には、遵守委員会は、かかる義務に関連する履行要件をこれに含める。委員会による合意 後、新しい義務及び履行要件が別添1に追加されることとなる。

#### 5. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項:
委員会	• 政策の承認
	• 履行要件の承認
遵守委員会	• 履行要件の勧告(別添1の更新)
	• 年次報告書のレビューを通じたメンバーの遵守の監視
	• この政策のレビュー及び修正勧告
メンバー	• 規則、運用制度及びプロセスの策定及び実施
	• 進捗及び有効性に関する報告
事務局	• 報告書のテンプレートの作成
	• この政策及び年次報告書のウェブサイト掲載

## 6. 政策のレビュー

この政策は、政策が承認された日から3年ごとにレビューされる。履行要件は、それが合意された日から3年ごとにレビューされるものとする。

メンバーは、いつでも単一の又は複数の最低履行要件のレビューを要求することができる。かかる要求は、レビューすべき理由とともに遵守委員会の年次会合に提出しなければならない。当該要求は、事務局長がそれをメンバーに回章できるよう、遵守委員会年次会合の遅くとも4週間前までに、事務局長宛に送付されなければならない。

7. 承認	
この政策は、委員会によって承記	忍された。
	日付:
委員会議長	
レビューの日付:	(ただし、これよりも先にレビューを行う場合を除く。)

#### CDS にかかる最低履行要件(改正版)

#### 3.1 漁獲証明制度 (決議)

名称: CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議

リンク: <a href="http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\_japanese/operational\_resolutions/jp\_Resolution\_CDS.pdf">http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\_japanese/operational\_resolutions/jp\_Resolution\_CDS.pdf</a>

注:以下、「メンバー」という用語はこの文書の他の部分と同様に CNM を含み、「メンバー/OSEC」という用語は、メンバー、 CNM 及び CDS に協力するその他の国/漁業主体を含む。

「類似」の業務を一まとめにするため、CDSの義務を以下のとおりに分類した。

- A. 一般条項及び適用
- B. 標準 CDS 文書の修正
- C. 標識装着
- D. 確認 (validation)
- E. 文書の保持及び事務局への提出
- F. CDS 文書の確認 (verification)

#### 3.1 漁獲証明制度

# A. 義務(一般) i. 全てのメンバーは、みなみまぐろ(SBT)のための CCSBT CDS を実施し、この決議において規定される全ての SBT に関する移動を文書に記録しなければならない。 CCSBT CDS は、 CCSBT CDS 文書の作成及び SBT への標識装着を含む。 ii. メンバー/OSECの管轄権の下での、転載、国産品の水揚げ、

- 1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを 策定し実施する。
  - a. 許可蓄養場、漁船及び運搬船の全ての所有者及び事業者/ 操業者/運行者、並びにSBTにかかわる全ての加工業者、 輸入者、輸出者、再輸出者は、CCSBTの義務を認識する<sup>1</sup>

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup>メンバー国の船籍を有しない許可運搬船の場合、当該運搬船がこれらを遵守できるよう当該運搬船の船長は許可を与えたメンバーの義務を認識する必要がある。

#### A. 義務 (一般)

輸出、輸入及び再輸出について、全てのSBTは、漁獲モニタリング様式、また必要な場合<sup>2</sup>には、少なくとも1つの再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式が、添付されなければならない。この要件の免除は認められない。ただし、

- 肉以外の魚体の部位(すなわち、頭、目、卵、内臓、 尾)については、文書なく輸出/輸入することができる
- 遊漁により漁獲された魚の販売を禁じているメンバーは、その遊漁に対し CCSBT CDS の要件を免除することができる
- iii. メンバーの管轄権の下での、蓄養場への SBT の移送及び蓄養場間の SBT の移送は、規定に則り、蓄養活け込み様式及び蓄養移送様式として文書化されなければならない。
- iv. CCSBT CDS 文書は、固有の番号が付されていなければならない。
- v. 適当な当局は、漁獲標識様式の証明の部を記入しなければな らない。

- b. 関連する CDS 文書を SBT に添付する。これには、以下 に掲げるものが含まれる
  - i. 全ての転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸 出については、漁獲モニタリング様式(CMF)
  - ii. 国産品として水揚げされその後輸出された SBT の全ての輸出、及び輸入された SBT の全ての再輸出については、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式 (REEF)。いかなる REEF も、輸出される SBT に関して、関連する CMF の写し及びこれまでに発行された全ての REEF の写しが添付されなければならない
  - iii. メンバーの管轄水域における許可蓄養場間での全ての SBT の移送については、蓄養移送様式 (FTF)
- c. CDS の証明義務を有する全ての者は、文書を証明するための要件を規定する。これには、以下に掲げるものが含まれる。
  - i. 漁獲標識様式 (CTF) の証明者は、天然 SBT については漁労長又はその他適当な当局とし、蓄養 SBT については蓄養業者又はその他適当な当局でなければならない
- d. SBTの曳航及び蓄養に関与する全ての者は、以下に掲げる事項を実行するための手続を定める
  - i. 各漁船による漁獲に関して、以下に掲げる項目を記録する
    - a) 漁獲時及び曳航時における SBT の日ごとの死亡

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>全てのSBTの再輸出、国産品として水揚げされたSBTの全ての輸出が該当する。

3.1 漁獲証明制度	
A. 義務 (一般)	最低履行要件
	量 b) 各蓄養場に移送される SBT の量(尾数及びキログラム単位の重量) ii. 各漁期終了時において SBT が CMF に記録される前に、これらの記録を利用して、蓄養活け込み様式を完成させる e. 証明手続の遵守状況が検証される  2. CDS 文書作成の例外を適用する場合(遊漁に関する義務3.1A(ii)に基づいて認められるもの)には、いずれも場合においても、以下に掲げる事項を行わなければならない。 a. 明確に許可され、かつ、かかる決定が事務局長に通報されること b. 関連するリスク管理戦略を策定し、これらに関連する死亡が明確にされ、かつ、遊漁による漁獲物が市場に出回らないようにすること 3. 全ての CDS 文書に固有番号が付与されるとともに、記入要領に従い全てが記入されることを確保するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。
vi. メンバー/OSEC は、SBT の漁獲を許可されていない船舶により漁獲された SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出及び/又は再輸出並びに(SBT 蓄養が管轄権の下で行われている場合)SBT の蓄養を許可されていない蓄養場への SBT の移送又は蓄養場間の移送及びそこからのSBT の収穫を認めてはならない。	<ol> <li>いかなる場合においても、転載を行う日において、CCSBT 運搬船記録上にある許可を受けた運搬船のみが、当該メンバーの LSTLV から洋上転載物を受け取ることが許可されることを確保するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</li> <li>以下に掲げる事項を禁止するための規則を策定し実施する。</li> <li>事許可漁船/運搬船によって漁獲された又は転載された</li> </ol>

3.1 漁獲証明制度	
A. 義務 (一般)	最低履行要件
	SBTの水揚げ、転載、輸入、輸出又は再輸出b. 移送/収穫を行う日において、SBTの蓄養が許可されていない蓄養場への移送、SBTの蓄養が許可されていない蓄養場間の移送、又はSBTの蓄養が許可されていない蓄養場からの収穫

B. 義務	(CDS 文書の修正)	最低履行要件
		· ·

- vii. 承認された様式の採択後は、翻訳の追加といった最小限の変更のみ認められる<sup>3</sup>。情報欄が該当しないという場合を除き、標準様式から情報欄を削除することは認められない。
- viii. 上記に従って変更が加えられた文書<sup>4</sup>は、他のメンバー /OSECに配布するため、事務局長に提供されなければならない。
- ix. 様式及び様式の内容に関する大幅な変更は、CCSBT 遵守委員会からの勧告に基づき、委員会がその年次会合で合意した場合のみ認められる。
- 1. 事務局長は、この決議に関して、提案された様式の変更が最小限のものであるか、又は大幅な変更であるかについて、メンバーと相談して決定する。
- 2. データが連続性を有していることを確保し、事務局によるデータのアップロードが可能となるよう、修正後の文書は承認された様式との互換性を維持する。
- 3. 修正後の文書は、修正箇所が明確に分かるようにした上で、 遅くとも使用の4週間前までに、電子的な手段によって、事 務局長に提供する。

#### 3.1 漁獲証明制度

# C. 義務 (標識装着) 最低履行要件

- x. メンバーは、下記の<mark>「3.1 C xv</mark>」に掲げる 3 つの状況を除き、捕殺時、丸の状態の **SBT** に個別に **SBT** 標識を付するこ
- 1. 以下に掲げる事項を含む CCSBT 漁獲標識計画要件を遂行す ことを確保するために運用制度及びプロセスを策定し実施す

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup>ただし、漁獲標識様式については、メンバーの裁量で、追加情報を含めるべく変更することができる。

<sup>4</sup> 漁獲標識様式への追加を除く。

3.1 漁獲証明制度	
C. 義務 (標識装着)	最低履行要件
xi. 漁獲標識様式は、捕殺時以降できる限り速やかに記入されなければならない。 体長及び体重測定は、SBT が冷凍される前に実施されなければならない。 船上において測定が正確に実施できない場合、測定及び関連する漁獲標識様式への記入が SBT のさらなる移送の前に行われることを条件に、水揚げ又は転載の時点で行うことができる。 xii. 漁獲モニタリング様式に記載される全ての SBT に対して漁獲標識様式が作成されていなければならない。	る。     a. 全てのSBT標識が、CDS決議別添2第3パラグラフで規定された仕様の最低基準を満たすことを確保する     b. 以下に掲げる者へのSBT標識の配布について記録するi. SBTを漁獲又は蓄養することを許可された者ii. 「3.1 C xv」及び「xvi」に規定される特別な状況に対応するために標識を受領した者(該当する場合)     c. 漁船に取り込まれ、捕殺された全てのSBT(偶発的に混獲されたSBTも含む)、又は蓄養場から水揚げされ、捕殺された全てのSBT(ただし、「3.1 C xv」に掲げる特別な状況が適用される場合を除く。)に対して、適正な標識を装着することを要請する     d. 各魚体への標識装着は、捕殺後可能な限り直ちに行うよう要請する     e. 捕殺時以降できる限り速やかに各魚の詳細情報が記録されることを要請する。これには、月、海区、漁法のほか、SBTが冷凍される前に測定された体重及び体長が含まれる
XIII. 信 標識装着計画は、CDS 次識別係 2 に足められた手続及い   情報に関する最低基準を満たさなければならない <sup>5</sup> 。	1. 以下に掲げる事項を夫施するために連用制度及びプロセスを <mark>策定し実施する</mark> 。
xiv. メンバーは、SBT 標識の許可されない使用を禁止しなけ	a. CDS 決議別添 2 に規定される手続及び情報に関する基準

丸の状態の SBT について、国産品としての水揚げ、転載、

xv. メンバー/OSEC は、次の場合を除き、標識をともなわない

ればならない。

を満たす

b. SBT 標識の許可されない<mark>全ての</mark>使用を<mark>特定する</mark>

c. 標識番号の全ての二重使用を特定する

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup>これには、標識に関する最低基準及び標識に関連する情報の要件が含まれる。

#### C. 義務 (標識装着)

輸出、輸入又は再輸出を認めてはならない。

- 蓄養事業の場合、捕殺後30時間以内に標識が装着されることを条件に、標識なくSBTを水揚げすることができる
- CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分 に標識を有していないという特別な状況においては、水 揚げ時に標識を装着することができる
- 予期せぬ SBT の混獲で船上に標識がない又は十分にないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる
- xvi. 標識が偶発的に外れ再装着できないという特別な状況においては、可及的速やかに、かつ、水揚げ、転載又は輸出の時点までに、代替の標識を装着しなければならない。
- xvii. メンバーは、事務局長に対し、水揚げ後7日以内に、「3.1Cxv(b)」、「xv(c)」又は「xvi」に定められる特別な状況を報告しなければならない。報告により、特別な状況の詳細、標識装着されたSBTの尾数及び「3.1Cxvi」については従前(判明している場合)の標識番号及び新たな標識番号を提供しなければならない。
- xviii. メンバーは、国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態の SBT に留まることを義務づけなければならず、その後も丸の状態の魚に標識が留まることを奨励しなければならない。

- d. 標識が装着されていないまま水揚げ、転載、輸出、輸入 又は再輸出される全ての丸の状態の SBT を特定する 務「3.1C xv 及び xvi」に規定される場合を除く)
- e. 国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで<sup>6</sup>標識が丸の状態のSBT に留まることを確保する
- f. 違法 SBT が市場に流通する機会を低減させるためのリスク管理戦略(ランダムサンプリング又はリスクに基づくサンプリングを含む)が実施されていることを確保する
- 2. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを 策定し実施する。
  - a. 事業者/操業者/運行者による上記 1.a-f の管理措置の遵守 状況を監視する
  - b. 非遵守が確認された場合に<mark>事業者/操業者/運行者に</mark>制裁措 置を科す
  - c. 標識が未装着のままの丸の状態の SBT の水揚げ事例 (「3.1Cxv」 及び「xvi」の特別な状況によるもの)の 全てを事務局長に報告し、その後は出来る限りこのよう なことを繰り返さないようにする

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup>標識は可能な限り丸の状態の SBT に装着し続けるべきである。漁獲及び加工が、同一の事業者(又は事業主体)によって実施される場合には、SBT が丸の状態にある限り、標識は可能な限り装着し続けるべきである。この場合、最初の販売は、後刻加工された状態で行われるためである。

#### D. 義務(確認 (validation))

- xix. CDS 文書の確認権限は、該当する国/漁業主体の政府職員 から権限を付与された者に委任することができる。委任された者を利用するメンバー/OSEC は、事務局長に対し、かかる委任に関する正規の写しを提出しなければならない。 CCSBT CDS 文書を証明する者は、当該文書を確認する者と同一であってはならない。
- xx. メンバー/OSEC は、事務局長に対し、確認に関する情報を 提供しなければならない(政府職員及び個人が CCSBT CDS 文書の確認を行う権限を行使するよりも前に、確認の タイプ、文書の確認を行う組織の名称、文書の確認を行う 政府職員の氏名、肩書き及び署名、印鑑又は標章の印影見 本及び CCSBT CDS 文書の確認権限の委任を受けた全ての 者のリストを含む)。メンバー/OSEC は、事務局長に対 し、変更について時宜を得た方法で通知しなければならな い。
- xxi. CCSBT CDS 文書は、規則に則り、以下に掲げる者によって、確認 (洋上転載の場合にあっては、署名) されなければならない。
  - 国産品の水揚げについては、漁獲した船舶の旗国である メンバーの政府職員、又は当該船舶が用船契約に基づき 操業している場合にあっては、当該用船先のメンバーの 権限を有する当局若しくは機関
  - CCSBT の大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議 に基づく全ての SBT の転載については、かかる決議が求 めるオブザーバー

- 1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを 策定し実施する。
  - a. 蓄養活け込み様式、漁獲モニタリング様式及び再輸出又 は国産品水揚げ後の輸出様式を確認する確認者に権限を 付与する
  - b. CDS 文書を確認する権限を有する全ての者は、
    - i. 政府職員又はその他然るべき確認権限を付与された 者であること
    - ii. 検査、監視及び報告に関する要件を含め、自身の責任を認識していること
    - iii. 当該権限が誤用された場合に適用される制裁措置を 認識していること
  - c. 適切な者が、所定の欄に署名及び日付を記入して、各種の CDS 様式を証明する
  - d. 同一の CDS 様式中、同じ者が情報の証明及び確認の両方を行わない
  - e. 事務局長に対して、以下に掲げる事項を通知する
    - i. 全ての確認者に関する詳細情報 (義務「3.1 D xx」に 規定する情報を含む)。かかる情報は、常に最新な ものとしておく
    - ii. 確認者リストから削除された<mark>確認者個人</mark>については、その削除が行われた四半期の末日までに、当該個人にかかる情報
  - f. 以下に掲げる状況においては、確認が行われないことを 確保する

#### D. 義務(確認 (validation))

- 全ての SBT の輸出については、輸出するメンバーの政府 職員
- 全ての SBT の再輸出については、再輸出するメンバー /OSEC の政府職員
- xxii. 貨物の全量又は一部が標識の装着されていない丸の状態の SBTであるのものについて、転載、国産品の水揚げ、輸出 (国産品の水揚げ後の輸出を含む)、輸入又は再輸出(た だし、SBTが更にフィレやロイン等に加工され、もはや標 識が必要でなくなった場合を除く)の確認又は受け入れを してはならない。
- xxiii. メンバー/OSEC は、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出において、当該 SBT の貨物に必要とされる文書の一部又は全てがともなわれていない場合、様式において必要とされる情報欄の記載に不備がある場合、又は様式が本決議の求めるとおり確認されていない場合、いかなるSBT も受け入れてはならない。
- xxiv. メンバー/OSEC は、CCSBTCDS 文書のうち、完全でないもの、明らかに誤った情報が記載されているもの又は本決議の求めるとおりに確認されていないものについて、確認をしてはならない。
- xxv. メンバーは、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する

- i. 確認を行おうとする者に関する最新の詳細情報が、 事務局長に十分に通知されていない場合
- ii. 確認を行おうとする者の確認権限が無くなっている 場合
- 2. 確認者のパフォーマンス(遵守及び効果)を監視するための 運用制度及びプロセスを<mark>策定し実施する</mark>。
- 1. 以下に掲げる事項を確実に実施するための運用制度及びプロセスを実施する。
  - a. 以下に掲げる場合においてのみ CDS 様式が確認される
    - i. 当該様式に記載される SBT の全てに標識が装着されている場合 (加工が行われることによってそれ以降の標識装着が必要でなくなった場合を除く)
    - ii. 蓄養 SBT については、当該日に蓄養場記録において 許可登録されている蓄養場から収穫された SBT の場合
    - iii. 天然 SBT については、当該日において<mark>旗国であるメンバーから許可を受けている漁船</mark>によって漁獲された SBT の場合
  - b. 転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出にかかわらず、全ての SBT の貨物に対して確認済みの文書が添付される
  - c. (国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出に関して)確認済みの文書が添付されていない SBT は受け入れない
  - d. 以下に掲げる場合、確認は行わない
    - i. 確認者への権限付与にかかる手続が正しく実施され

3.1 漁獲証明制度	
D. 義務(確認 (validation))	最低履行要件
検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない。	ていない場合 ii. 当該 CDS 様式において不備や矛盾が発見された場合
	2. メンバーが、SBT製品をCDS 文書と照らして確認するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。これには以下に掲げる事項が含まれる。 a. 確認すべき様式中のデータを以下に掲げるものと照合することで、全てのCDS 文書が、完全で、適正で、かつ明らかに不正確な情報が含まれていないことを確保することを通じて、情報の正確さをチェックする要件。 i. 先行するCDS 様式上のデータ (漁獲標識様式を含する)
	ii. 関連する許可蓄養場、漁船又は運搬船のリスト iii. 当局による <mark>あらゆる</mark> 物理的検査の結果 b. 全ての不整合又は不正確な情報のメンバー取締り当局へ の通報。

3.1 漁獲証明制度	
E. 義務 (文書の保持及び提出)	最低履行要件
xxvi. メンバー/OSEC は、受領した全ての CCSBTCDS 文書の原本 (又はスキャナーによって作成した原本の電子コピー) を保持しなければならない。メンバー/OSEC は、発行した CCSBT CDS 文書の写しについても保持しなければならない。	1. 文書及び/又は、スキャナーによって作成した電子コピーは、その文字の判読に支障を来すことのないような状態で、機密性が確保された場所において、 <mark>最低3年間</mark> 保存される。
xxvii.これら CDS 文書の写しは、四半期ごとに事務局長に送付	1. 漁獲を行うメンバーによって発行された又は輸入を行う若し

#### E. 義務 (文書の保持及び提出)

されなければならない。

xxviii. 完成した漁獲標識様式は、旗国であるメンバーに提供され、漁獲標識様式の情報は、電子媒体を通じ、事務局長に対し、提出されなければならない。このほかの全ての様式は、様式原本の写し又は様式の全ての情報を含む電子様式のいずれかによって、事務局長に送付されなければならない。

#### 最低履行要件

くは受取りを行うメンバーによって受領された全ての記入済 みの CDS 文書の写しについては、以下に掲げる期限に従っ て事務局長に提出する。

- a. 1月から3月までに発行又は受領した文書-6月30日まで
- b. 4月から6月までに発行又は受領した文書-9月30日ま で
- c. 7月から9月までに発行又は受領した文書-12月31日まで
- d. 10月から12月までに発行又は受領した文書-3月31日 まで
- 2. 漁獲標識様式の情報については、事務局が作成した電子データ提供様式を使用し、かつデータ提供様式の要領に従い、事務局長に提供する。

#### 3.1 漁獲証明制度

#### F. 義務 (CDS 文書の確認 (verification) )

xxix. メンバーは、その権限のある当局又はその他権限を付与された者若しくは機関が、その領土に国産品として水揚げされる、その領土へ輸入される、その領土から輸出又は再輸

- 1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを 策定し実施する。
  - a. 個人又は機関に対して、確認 (verification) 手続の実施に

### F. 義務 (CDS 文書の確認 (verification) )

出される SBT の貨物を確認し、SBT の貨物について確認された CCSBT CDS 文書を検査するための措置を講じることを確保しなければならない。当局又は許可を付与された個人若しくは機関は、CCSBT CDS 文書及び関連する文書に記載された情報を確認するために、貨物の内容物を検査できるものとし、必要であれば、関係する業者とともに確認を実施しなければならない。

- xxx. メンバーは、情報を精査し、CDS 報告書における情報について、事務局長からのデータとの比較により確認された不調和を含め、確認された不正行為を調査、解決しなければならない。とりわけ、メンバーは、入手可能な情報を利用し、事務局長による報告書の照合を行わなければならない。
- xxxi. メンバー/OSEC は、次のいずれかに該当する SBT の貨物 について、事務局長及び関係するメンバー/OSEC に対し、可及的速やかに通報しなければならない。
  - 関連する CDS 文書に含まれる情報に疑義がある場合
  - CCSBT CDS 文書が不完全、行方不明又は確認されて いない場合

#### 最低履行要件

対する明確な責任を付与する

- b. CDS文書を確認 (validation) 又は証明した個人が、同一 のCDS文書の確認 (verification) 手続<sup>7</sup>を行わないことを 確保する
- 2. 以下に掲げる事項を含む、確認のための運用制度及びプロセスを 策定し実施する。
  - a. 船舶並びに輸出、輸入及び市場施設のサンプルを、必要に応じてリスクに基づき対象を絞って、選別し検査する。この検査の目的は、CDSに関する規定が遵守されていることの信頼性を与えるものでなければならない。
  - b. 少なくとも 6 か月ごとに、CDS 文書から得られた情報を レビュー及び分析する。これには、以下に掲げる事項が 含まれる
    - i. CDS 様式上のデータの完全性をチェックし、受領した CDS 様式上のデータの整合性を他の情報源と照合する
    - ii. 事務局長による CDS にかかる 6 か月報告書から得られたデータを照合する
    - iii. 全ての不調和を分析する
  - c. 疑われる又は発見された全ての不正行為を調査する
  - d. 全ての不正行為を改善する措置を講じる
  - e. 疑義がある又は不完全な若しくは確認が行われていない CDS 文書に関連する全ての SBT 貨物について、事務局長

 $<sup>^7</sup>$ 確認 (verification) は、この文書の 3ページにおいて確認 (verification) の一部を構成する可能性のあるプロセスのリストと併せて定義付けされていることに留意。

3.1 漁獲証明制度		
F. 義務(CDS 文書の確認(verification))	最低履行要件	
TO ACID TO BE TO PRESENT (VOLUMENTOLY)	及び関連するメンバー/OSEC に通報する f. 重大な不正行為にかかる全ての調査については、これを事務局長に通報し、遵守委員会への概要報告書に含めることができるようにする。この通報には、以下に掲げる事項の報告が含まれなければならない。 i. 調査開始(この通報が当該調査を阻害しない場合) ii. 調査開始から6か月以内に、進捗状況 (この通報が当該調査を阻害しない場合) iii. 調査終了から3か月以内に、最終結果 3. 確認済みの文書が添付されていない SBT は受け入れない(国	
xxxii.メンバーは、この措置の「3.1F xxx」及び「3.1Fxxxi」に規	産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出)ことを確保する。	
定される懸念事項を国内法に従い精査、調査及び解決する ため、関連当局と協力するとともに必要な全ての手段を講		
じ、事務局長による委員会への報告書に含めるため、その		
結果を事務局長に通知しなければならない。		
xxxiii. メンバー/OSEC は、CDS 文書が偽造されないこと及び/又 は誤った情報を含まないことを確保するために、協力しな ければならない。		
xxxiv. メンバー/OSEC は、必要な場合には、漁獲確認手続を支援するべく、必要となる有益な情報の交換に合意し、適当		
な場合には、CDS に関する情報の伝達の完全性を検証し、 不調和を一致させるのに必要となる可能性のある証拠を交		
換することに合意する。		